

地球温暖化対策をめぐる最近の動き

平成 19 年 10 月 31 日

地 球 環 境 局

1. 「京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針」（平成 19 年 10 月 2 日 地球温暖化対策推進本部決定）

概要

平成 19 年 10 月 2 日に総理大臣官邸で開催された地球温暖化対策推進本部にて決定。これは、京都議定書目標達成に不足している削減量の解消に向け、既存対策の着実な推進に加え、産業、業務、家庭、運輸部門等あらゆる分野で追加対策の具体化を早急に進め、今年度内に達成計画の改訂につなげるもの。

今後、既存対策の確実な実施や更なる深掘りに向けて施策を強化するとともに、追加的な対策について早急に具体的な内容の検討を進めていき、今年度中に新・京都議定書目標達成計画を閣議決定する予定。

（詳細は参考 1 参照。）

2. 国際的な動向等

（1）「国連気候変動に関するハイレベル会合」9月 24 日、ニューヨーク

概要：バン国連事務総長の提案により、国連本部において開催された、首脳級により気候変動に関する意見交換を行う会合。

世界各国の首脳級が気候変動問題の重要性、世界全体で取り組む必要性の認識を共有し、率直な意見交換を行ったという点で画期的な会合であった。

我が国から出席した森総理大臣特使は、「クールアース 50」を紹介するとともに、途上国支援の重要性について、「コベネフィット・アプローチ」にも触れながら紹介した。

2013 年以降の次期枠組みの交渉を行う最もふさわしい場は国連である点で見解が一致した。また、2050 年に排出量を半減するなどの長期目標や先進国、途上国の双方の取組が必要であることなど、我が国提案の「クールアース 50」の考えにも沿った発言がなされたことは、来年の北海道洞爺湖サミットにおける気候変動問題に関する議論の前進を期待させるものであった。（詳細は参考 3 参照。）

（2）「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国会合」9月 27—28 日、 ワシントン D C

参加国：米国、中国、EU (EC 及び議長国ポルトガル)、ロシア、日本、インド、ドイツ、カナダ、英国、イタリア、韓国、フランス、メキシコ、オーストラリア、南アフリカ、インドネシア、ブラジル

概要：G 8 各国及び主要途上国を含む主要 17 カ国が集まり、

- ①ビジョンとして長期目標を持つ必要があること、
- ②短中期目標の拘束力の有無について今後更なる検討が必要であること、
- ③技術開発、対策実施に当たっての（気候変動影響への）適応の考慮、森林減少への対応はいずれも重要な課題であること、
- ④本会合プロセスは国連プロセスに貢献するものであることなどについて、概ね見解の一致が見られた。

また、28 日午前には、ブッシュ大統領による演説も行われ、

- ①来年夏までに首脳級の会合を開催し、長期目標について合意したいとの考え方や、
- ②途上国におけるクリーン・エネルギーのプロジェクト支援のための新しい国際的クリーン・エネルギー基金を創設することなどが発表された。

今回の会合は、本年 12 月のパリ会合の後に開催することとなった。

なお、我が国からは高村外務大臣に西村六善内閣官房参与（前外務省地球環境問題担当大使）、鶴岡外務省地球規模課題審議官、伊藤経済産業省審議官、谷津環境省審議官他が出席した。（詳細は参考 4 参照。）

（3）「気候変動枠組条約第 13 回締約国会議（COP13）及び京都議定書第 3 回締約国会議（COP/MOP3）閣僚準備会合」10 月 24—25 日、ボゴール（インドネシア）

参加国：日本、米、加、豪州、ニュージーランド、ロシア、ノルウェー、スイス、ポルトガル（EU議長国）、EC、独、英、仏、デンマーク、ポーランド、スウェーデン、伊、パキスタン、中国、印、ブラジル、メキシコ、南ア、韓国、パプア・ニューギニア、越、マレイシア、シンガポール、アルゼンチン、ケニア、ナイジェリア、タンザニア、モルディブ、サウジアラビア及びインドネシア（主催）の 35ヶ国・地域

概要：

2013 年以降の次期枠組みに関して、どのように検討を進めていくか、というプロセスに絞って議論が行われた。

我が国からは、鴨下環境大臣が出席し、2013 年以降の枠組み構築のため、米、中、印等の主要排出国が参加して交渉を行う場を 12 月のパリ会議で立ち上げ、そこで長期目標や緩和対策等につき議論することを提案。

京都議定書の下での次期枠組み交渉に加えて、米も参加している気候変動枠組条約の下で検討する正式な場をパリ会議で開始すべきとの点で意見が大方一致。同時に、そうした場の位置づけやそこで議論する事項についてまだ調整を要する点が特定された。

次期枠組み交渉の進め方について、「パリ・ロードマップ」を策定することや、2009 年までに交渉を妥結することを目指す点で見解が一致した。（詳細は参考 5 参照。）

京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針

平成19年10月2日
地球温暖化対策推進本部決定

1. 排出量の状況と既存対策の評価

2005 年度の我が国の温室効果ガス排出量は 13 億 6,000 万 t-CO₂となっており、基準年度の総排出量を 7.8% 上回っている(図1)。

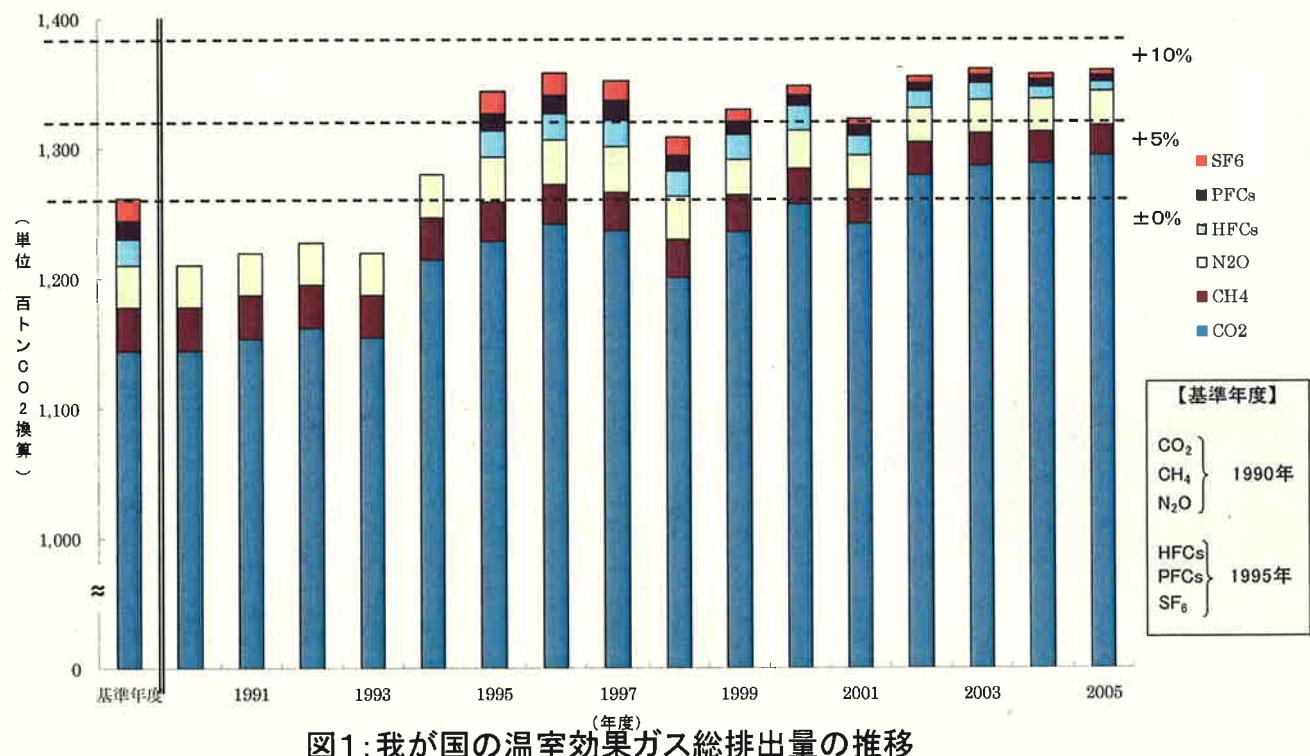


図1：我が国の温室効果ガス総排出量の推移

基準年度から 2005 年度までの温室効果ガス排出量の増減を温室効果ガス別に見ると、我が国の総排出量の 9 割以上を占める二酸化炭素の増加が大きく、その他 5 種類のガスは基準年度を下回っている(表1)。

表1 温室効果ガスの排出状況について

	基準年度 (全体に占める割合)	2005年度実績 (基準年度増減)
エネルギー起源二酸化炭素	1,059(84%)	1,203(+13.6%)
産業部門	482(38%)	456(-5.5%)
業務その他部門	164(13%)	238(+44.6%)
家庭部門	127(10%)	174(+36.7%)
運輸部門	217(17%)	257(+18.1%)
エネルギー転換部門	67.9(5%)	78.5(+15.7%)
非エネルギー起源二酸化炭素	85.1(7%)	90.6(+6.6%)
メタン	33.4(3%)	24.1(-27.9%)
一酸化二窒素	32.6(3%)	25.4(-22.0%)
代替フロン等3ガス	51.2(4%)	16.9(-66.9%)
合計	1,261(100.0%)	1,360(+7.8%)

(単位:百万t-CO₂)

目標達成計画に示された対策・施策は、進展しているものもあるが、総合的に見れば、対策が十分に進捗しているとは言えない状況にあり、目標達成計画策定時における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られることから、対策の進捗は極めて厳しい状況にある。

過去の進捗が見込みと比べ十分とは言えない対策の加速化を図るため、また、更なる削減の可能性が見込める対策の一層の強化に向けて、削減効果の確実な措置について早急に検討を進め、実施する必要がある。

2. 排出量の見通しと不足削減量

現時点で入手可能な最新の社会経済活動量の予測値を前提に、既存対策の評価を踏まえて2010年における温室効果ガスの排出量の見通しを推計した(表2)。

この結果、2010年におけるエネルギー起源CO₂の排出量は、基準年度比で4.6%～5.9%上回ることが見込まれ、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスも加えた総排出量は、基準年度比で0.9%～2.1%上回ることが見込まれることから、温室効果ガス排出削減対策としての目標達成計画における目安となる目標である2010年度に基準年度比で▲0.6%には、現状のままでは到達しないであろうと推計される(京都メカニズムの活用量及び森林吸収量が現行目標達成計画のとおりとすると、京都議定書の6%削減約束の達成には1.5%～2.7%不足することが見込まれる)。

このことは、京都議定書の6%削減約束の達成のためには追加的な対策・施策の導入が不可欠であることを示すものである。

なお、想定よりも社会経済活動量が大きくなる場合や、個々の既存の対策・施策の効果が現在の想定を下回る場合もあり得ることに留意が必要である。

京都議定書においては、2008年度から2012年度までの第1約束期間に基準年度から6%削減することとなっているが、この削減約束を確実に達成するためには、対策下位ケースの不足削減量の解消に向け、既存対策及び後述の追加対策について、国民各界各層の取組を通じて十分な排出削減効果を実現することが必要である。このような観点から、既存対策の確実な実施や更なる深掘りに向けて施策を強化するとともに、追加的な対策について早急に具体的な内容を検討し、各々の対策の排出削減効果を可能な限り具体的かつ定量的に推計していく必要がある。追加対策の検討は、関係審議会の審議等を踏まえつつ、6%削減に期す観点から幅広かつ積極的になされる必要がある。

表2 2010年度の温室効果ガス排出量の推計

区分	実績			2010年度推計結果				目標達成計画目標	不足削減量				
	京都議定書の基準年度	2005年度	基準年度比増減率	対策上位ケース		対策下位ケース							
				排出量	基準年度比増減率	排出量	基準年度比増減率						
エネルギー起源CO ₂	1,059	1,203	+13.6%	1,107	+4.6%	1,122	+5.9%						
産業部門	482	456	-5.5%	438	-9.1%	441	-8.5%						
民生(業務その他部門)	164	238	+44.6%	211	+28.5%	215	+30.9%						
民生(家庭部門)	127	174	+36.7%	145	+13.4%	148	+16.1%						
運輸部門	217	257	+18.1%	245	+12.7%	249	+14.5%						
エネルギー転換部門	68	78	+15.7%	68	+0.9%	69	+1.0%						
非エネルギー起源CO ₂	85	91	+6.6%	86	+1.7%	86	+1.7%						
メタン	33	24	-27.9%	23	-31.5%	23	-31.5%						
一酸化二窒素	33	25	-22.0%	25	-23.7%	25	-23.6%						
代替フロン等3ガス	51	17	-66.9%	32	-38.1%	32	-38.1%						
総排出量	1,261	1,360	+7.8%	1,273	+0.9%	1,287	+2.1%						

注: 1: 基準年度は18年8月に条約事務局に提出した割当量報告書における計算方法により算出した基準年度排出量、2005年度は確定値

2: 前提条件の置き方等により見込みに不確実性が生じる場合には、最も蓋然性が高い見込み値を含め、幅をもって把握することとし、「対策上位ケース」、「対策下位ケース」の2ケースで整理した

3: 下線は基準年度総排出量比

4: 想定よりも社会経済活動量が大きくなる場合や個々の既存の対策・施策の効果が現在の想定を下回る場合もあり得る

3. 今後の検討項目

- 今回の検討は、約束期間の開始前の最後の見直しであり、来年度から着実に削減するために、本年5月29日の地球温暖化対策推進本部における進捗状況点検の結果を十分に踏まえ、かつ、現行目標達成計画策定時以降の約束期間におけるマクロ経済情勢の変化も考慮した上で、必要な対策・施策の追加・強化を適切に行い、6%削減約束の達成に確実を期す必要がある。